

上場株式の損益通算

Q : 来年度から上場株式の譲渡損失が損益通算できるようになるそうですが、譲渡損失の繰越はどのようになるのですか？

A : 古いものから順次控除していきます。

【解説】

上場株式はこれまで、他の所得と損益通算することが認められていませんでしたが、平成20年度の税制改正において、上場株式等に係る譲渡損失と配当所得との損益通算が認められる制度が創設され、平成21年度分の所得税及び22年度分以後の住民税から適用されることとなっています。

なお、この場合の上場株式等に係る譲渡損失で、損益通算してもなお、しきれない金額は、3年間繰越しすることが認められますが、この繰り越された譲渡損失金額と損益通算する場合には、それらの年のうち、最も古い年に生じた上場株式等に係る譲渡損失の金額から順次通算していくこととなります。

また、前年以前3年内の1年の間に生じた上場株式等に係る譲渡損失を控除する場合において、その年分の株式等に係る譲渡所得金額及び上場株式等に係る配当所得の金額があるときは、その上場株式等に係る譲渡損失の金額は、まず①株式等に係る譲渡所得金額から控除し、②それでも控除できない損失の金額があるときは、上場株式等に係る配当所得の金額から控除することとなります。

